

平成 25 年 3 月 14 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について

1 区外指定地域密着型サービス事業者等

練馬区民が利用している区外の指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、法第 78 条の 12 および第 115 条の 21 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

なお、区外の指定事業者の更新については、練馬区が利用を認めた被保険者のみに効力を有することとなる。

また、区外事業所の利用については、利用者は練馬区に住民登録を置いたまま利用し、介護保険料は練馬区に納付する。区外事業所が提供した介護サービスに対する給付は、保険者である練馬区が支払う。

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定更新年月日
ベタニアホーム	中野区江古田 3-15-2	社会福祉法人 慈生会	20 名 (※)	平成 24 年 12 月 28 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 12 月 27 日)

※ 利用定員のうち練馬区被保険者は 3 名のみ。